

平成17年第1回竜王町議会定例会

平成17年3月24日

午後2時00分開議

於 議 場

1 議 事 日 程

- | | | |
|-------|-------|--|
| 日程第1 | 議第1号 | 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
(総務教育民生常任委員長報告) |
| 日程第2 | 議第2号 | 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例
(総務教育民生常任委員長報告) |
| 日程第3 | 議第3号 | 竜王町個人情報保護条例
(総務教育民生常任委員長報告) |
| 日程第4 | 議第6号 | 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例
(総務教育民生常任委員長報告) |
| 日程第5 | 議第8号 | 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(総務教育民生常任委員長報告) |
| 日程第6 | 議第12号 | 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部
を改正する条例
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第7 | 議第13号 | 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部
を改正する条例
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第8 | 議第14号 | 竜王町法定外公共物管理条例
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第9 | 議第15号 | 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例
(産業建設常任委員長報告) |
| 日程第10 | 議第20号 | 平成17年度竜王町一般会計予算
(予算第1特別委員長報告) |
| 日程第11 | 議第21号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)
予算
(予算第2特別委員長報告) |
| 日程第12 | 議第22号 | 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)
予算 |

- (予算第2特別委員長報告)
- 日程第13 議第23号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算
(予算第2特別委員長報告)
- 日程第14 議第24号 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計予算
(予算第2特別委員長報告)
- 日程第15 議第25号 平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算
(予算第2特別委員長報告)
- 日程第16 議第26号 平成17年度竜王町介護保険特別会計予算
(予算第2特別委員長報告)
- 日程第17 議第27号 平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算
(予算第2特別委員長報告)
- 日程第18 議第28号 平成17年度竜王町水道事業会計予算
(予算第2特別委員長報告)
- 日程第19 請第1号 平成17年度竜王町農業政策に関する請願
(産業建設常任委員長報告)
- 日程第20 請第2号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第21 請第3号 核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に要請する意見具申を求める請願
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第22 請第4号 平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願
(総務教育民生常任委員長報告)
- 日程第23 意見書第1号 NPT再検討会議に向け、核兵器廃絶への努力を求める意見書
- 日程第24 地域整備特別委員長報告
- 日程第25 議会広報特別委員長報告
- 日程第26 合併調査特別委員長報告
- 日程第27 自律のまちづくり特別委員長報告

- 日程第28 所管事務調査報告
 (議会運営委員長報告)
 (総務教育民生常任委員長報告)
 (産業建設常任委員長報告)
- 日程第29 議員派遣について

2 会議に出席した議員（13名）

1番 中島正己	2番 山田義明
4番 近藤重男	5番 辻川芳治
6番 寺島健一	7番 圖司重夫
8番 竹山兵司	9番 岡山富男
10番 西 隆	11番 川嶋哲也
12番 若井敏子	13番 勝見幸弘
14番 村井幸夫	

3 会議に欠席した議員（1名）

3番 中村義彦

4 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	山口喜代治	代表監査委員	小林徳男
助役	勝見久男	収入役職務代理者 事務吏員	山添登代一
教育長	岩井實成	総務主監	林吉孝
企画主監兼 企画財政課長	佐橋武司	住民福祉主監	池田純一
産業建設主監	松尾 勲	総務課長	北川治郎
税務課長	杼木博子	生活安全課長	青木 進
住民福祉課長	西村喜代美	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	三井せつ子
商工観光課長	川部治夫	建設計画課長	小西久次
上下水道課長	松村佐吉	教育次長	村地半治郎
学務課長	松浦つや子		

5 職務のため議場に出席した者

主監兼議会事務局長	三崎和男	書 記	古株治美
-----------	------	-----	------

開議 午後 2 時00分

○議長（村井幸夫） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は、13人であります。

よって、定足数に達していますので、これより平成17年第 1 回竜王町議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これより、議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 議第 1 号 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

日程第 2 議第 2 号 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例

日程第 3 議第 3 号 竜王町個人情報保護条例

（総務教育民生常任委員長報告）

○議長（村井幸夫） 日程第 1、議第 1 号から日程第 3、議第 3 号までの 3 議案、一括議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

○総務教育民生常任委員長（勝見幸弘） 総務教育民生常任委員会報告。

平成17年 3 月24日

委員長 勝見幸弘。

去る 3 月10日に開催の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第 1 号 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、議第 2 号 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例、議第 3 号 竜王町個人情報保護条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3 月11日午前 9 時より第一委員会室において、委員全員出席のもと、担当主監、課長等が説明員として出席し、会議を開きました。

議第 1 号 竜王町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、地方公務員法の改正に伴い、人事行政の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものです。委員会で出された主な質疑・応答は、以下のとおりです。

問、問題があったものを公表するのか。答、組織全体の状況の数字のみの公表となると思われます。

問、今回の提案の背景は何か。答、地方公務員法の抜本的な改正が進められる

中、人事行政の透明性や公平性を高めることをねらいとしています。

問、既に公表しているものはあるのか。答、給与については町広報で公表してきました。

問、勤務成績は、なぜ公表しないのか。答、これまで勤務評価はしてきましたが、公表すべきルールができていません。18年度に公表できるように町独自のルールを整備していきます。

その他、委員の意見として、自律推進に向けての職員のレベルアップや研修の内容にもいろいろな提言がなされました。

議第2号 竜王町公益法人等への職員の派遣等に関する条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、職員の身分をそのまま変えなくても派遣ができるように必要な事項を定めるものです。

委員会で出された主な質疑応答は、以下のとおりです。

問、第2条の規則で定めるものとは何か。答、団体名を明示することです。

問、期間の定めはあるのか。職員に不利益になるようなことはないのか。答、3年を越えることができないと法律で決められています。また、延長の場合も本人同意を求めた上で5年を越えないこと。派遣の実施にあたっては、あらかじめ本人に同意を求めることが法律で決められています。

議第3号 竜王町個人情報保護条例は、個人情報の保護に関する法律が平成17年4月より施行されるのに伴い、個人情報の適正な取り扱いに関し、必要な事項を定め、個人の権利利益の保護、および町政の適正な運営に資することを目的として定めるものです。

委員会で出された主な質疑・応答は、以下のとおりです。

問、先にできている情報公開条例との関係はどうなるのか。重なるところは、どのように判断されるのか。答、行政の透明性を高めるものと個人のプライバシーを保護するものであるため、難しい判断を迫られる事案もあると思われるが、個人が優先されるだろうと思われます。多量の個人情報が流出して高額な賠償請求をされる例もあります。

以上、慎重審査の結果、全員賛成で議第1号、議第2号、議第3号は、原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告します。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。  
これより採決を行います。  
裁決は、1議案ごとに行います。

日程第1、議第1号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第1、議第1号は委員長  
報告のとおり可決されました。

日程第2、議第2号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第2、議第2号は委員長  
報告のとおり可決されました。

日程第3、議第3号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求め  
ます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第3、議第3号は委員長  
報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例

（総務教育民生常任委員長報告）

○議長（村井幸夫） 日程第4、議第6号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査
の経過と結果を委員長より報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

○総務教育民生常任委員長（勝見幸弘） 総務教育民生常任委員会報告。

平成17年3月24日

委員長 勝見幸弘。

去る3月10日に開催の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議

第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月11日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと、担当主監、課長等が説明員として出席し、会議を開きました。

竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付に必要な手数料を200円から300円に改定するものです。

委員会で出された主な質疑・応答は、以下のとおりです。

問、手数料を決めるときの根拠は何か。原価計算をすると、どうなるのか。答、原価計算はすぐわないと思いますが、偽造防止の用紙代は1枚6円、コピー代10円、トナー代、電気代、リース代等に人件費を計算すると200円や300円では成り立たないと思われます。

問、近隣の市町はどうか。答、東近江管内では、すべて300円、野洲市と湖南市は200円です。

問、自律のまちづくりのためとはいえ、性急過ぎないか。いつから検討してきたのか、予算と同時に条例改正が出てくることがおかしいのではないか。答、窓口では2年ぐらい前から、庁内自律推進検討チームでは昨年からは、公共料金等審査委員会は本年1月になってから検討してきました。受益者負担の原則にもものつとり、近隣や社会情勢も勘案して、サービスの低下にならないように迅速に対応し、周知期間を設けて7月1日からの施行としたいものです。

他に意見として、職員にはサービス向上につなげるよう対応していただきたい。犯罪利用防止のため、本人確認等検討してほしい。

今後、周知期間を考えるならば、12月議会で条例改正の提案をしたうえで、新年度よりスタートできるようにすべきである等が出されました。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告します。

○議長（村井幸夫） ただいま、総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 議第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、反対の討論をします。

この条例は、住民票や印鑑証明書などの手数料を100円引き上げるという条例でありますけれども、この引き上げにより、平成15年実績で161万円の増収が見込まれると報告されています。

この条例も含めて、今回の一連の住民負担には理念がないと考えます。なぜ、住民皆さんにこの161万円の負担をかけなければならないのか、理由が明確ではありません。

20年上げていない、近隣も以前から300円にしている、社会情勢から考えて妥当だ、一部の特定の人のためにだけしている業務だなどというのは、100年値上げの根拠ではありません。今までどおりの福祉教育など、住民皆さんへのサービスを落とさないために何としても、この161万円を使わせてほしいとでも言うのなら理解できるものかもしれませんが、根拠も理念もない値上げは到底認められるものではありません。

以上の理由により、反対します。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

5番、辻川芳治。

○5番（辻川芳治） 議第6号 竜王町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、手数料の徴収について、受益者負担、また電算化による機器の維持管理等々では一定の理解はできますが、ただ周辺市町に合わせた金額であり、徴収した手数料は公債費の一部に充てられると考えます。

したがって、明らかに住民サービスの低下であることから反対いたします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第4、議第6号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第4、議第6号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第5 議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### (総務教育民生常任委員長報告)

○議長(村井幸夫) 日程第5、議第8号を議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

○総務教育民生常任委員長(勝見幸弘) 総務教育民生常任委員会報告。

平成17年3月24日

委員長 勝見幸弘。

去る3月10日に開催の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月11日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと、担当主監、課長等が説明員として出席し、会議を開きました。

竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、国民健康保険事業特別会計(事業勘定)が一昨年には基金取り崩し、昨年度は一般会計からの繰り入れをしている状況において、昭和63年から変更されていない税の改定を行うものです。

委員会が出された主な質疑・応答は、以下のとおりです。

問、近隣の市町はどうなっているのか。答、据え置きのところもありますが、合併等により、ほとんどが改定されるようです。竜王町は、以前から資産割の比率が高いとの指摘がありましたので、下げました。八日市市や近江八幡市は資産割が以前からありませんでした。

問、保険給付費の推移はどうなっているのか。答、平成10年は3億3,000万円、13年は3億7,000万円、15年は4億2,000万円、16年度見込みは5億2,000万円です。退職被保険者の増加や老健法の改正により、毎年110名から120名の7割の方の国保加入の増加が原因と考えられます。療養給付費の年齢階層別平均では、1人当たり、若人は約1万5,000円、退職被保険者は3万4,000円、老人は5万1,000円となっています。

問、県で1つの国保会計になるとの話があったが、どうなるのか。答、一時、そのような話も出ていましたが、今現在は国の社会保障全般の改革が平成19年に行われるので議論がこれからされると考えています。

ほかに、意見として、独立採算の目的税ではあるが、一気に住民負担を求める

ことは反省すべきことである等が出されました。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告します。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、総務教育民生常任委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** 議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、昨今、社会保障制度の見直しにより、厚生年金、あるいは社会保険等々の引き上げ、また定率減税の引き下げなど、例えば年収500万円のサラリーマンで約5万円の増額が予想される状況で、竜王町の充実した福祉医療が消えることになります。

年々増加する医療給付金は、平成14年から老人医療保険の対象者が70歳から75歳に引き上げられ、またリストラ等、退職者増加により社会保険から国民健康保険への加入者増と社会状況に合わせ、毎年見直す必要があったものと考えますが、その手だてが昭和63年以降、なされないままでした。

目的税として歳出に見合う増税であるなら、毎年状況を見直し、徐々に改正すべきであることから反対といたします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

12番、若井敏子議員。

**○12番（若井敏子）** 議第8号 竜王町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の討論をします。

国民健康保険税条例の改正につきましては、国保の運営協議会でも半数近い人が反対した状況があります。町民皆さんに大幅な負担を一気にかける、この条例には反対するものであります。

そもそも平成15年に大幅な基金繰り入れで難を逃れ、平成16年度についてはいきなり値上げというわけにはいかないと5,000万円の一般会計からの繰り入れで措置されました。

ところが、町長がかわるといきなり値上げというわけにはいかないなどと言っ

ていられないということで、6,000万円以上の住民負担をかけることを提案されています。

しかも応能・応益を5対5に近づけ、低所得者の負担をふやす税の公平さを欠くものとなっています。若い人たちの例で考えても100万円程度の所得がある人で8万7,500円だった国保税が10万6,100円に32%も上がるのは、到底承服できません。

ますます滞納者をふやし、国保会計を圧迫する原因になります。さきに採決された補正予算では、多額の繰越金がありましたが、この繰越金のごく一部でも、この会計に負担を回せば住民負担を軽減させることはできたはずですが、この税は、目的税だと言われます。けれども、国保の制度は国の責任で国民に医療を保障する制度ですから、足りない分は加入者負担で賄うというのは、国保法に精神に合致していません。

実際、会社の健康保険には労働者の保険料の50%は事業主負担となっていることから、国保の負担を税で賄うことの根拠は十分あると考えます。

しかも今、国の悪政で高齢者の住民税の非課税限度額の廃止や国立大学の授業料の引き上げや障害者に対する医療費の負担増など、今後2年間に実行される国民負担増は総額7兆円とも言われています。こんなときに、それに輪をかけて町民負担をふやす、この税条例の改正には賛成できるものではありません。

以上、反対討論とします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第5、議第8号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第5、議第8号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議第12号 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議第13号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部

を改正する条例

日程第 8 議第 14号 竜王町法定外公共物管理条例

日程第 9 議第 15号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例

(産業建設常任委員長報告)

○議長（村井幸夫） 日程第 6、議第 12号から日程第 9、議第 15号までの 4 議案、一括議第といたします。

本案は、産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より、報告を求めます。

産業建設常任委員長、西 隆議員。

○産業建設常任委員長（西 隆） 産業建設常任委員会報告。

平成 17 年 3 月 24 日 委員長 西 隆。

去る 3 月 10 日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第 12 号 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例、議第 13 号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例、議第 14 号 竜王町法定外公共物管理条例、議第 15 号 竜王町都市公園条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3 月 10 日午後 3 時 30 分から第一委員会室において、委員全員出席のうえ、会議を開きました。執行部から山口町長のあいさつを受けた後、関係主監、課長の出席を求め、説明を受け、審査いたしました。

議第 12 号の改正する主な理由は、「婦人の家」を「女性の家」に、「農村婦人」を「農村女性」に改めるもので、あわせて町内各種の公共施設に準じて使用料の徴収および使用料の減免規定を設けるものであります。

主な質問といたしまして、問、婦人の家の設置目的は。答、昭和 56 年度農村婦人の家設置事業により、農村婦人の資質の向上を目的に設置されたものです。

問、使用目的に合っても負担はいただくのか。答、公平性、受益者負担の観点から使用料を徴収するものです。

議第 13 号を改正する主な理由は、町内各種の公共施設に準じて、使用料の徴収および使用料の減免の規定を設けるものです。

主な質問として、問、施設設置目的は。答、平成 3 年度滋賀県勤労者余暇利用福祉施設としてつくられたものです。

問、住民サービスの低下にならないか。答、全体的な改革をするにあたって、ご理解をいただきたい。公平性、受益者負担などを見直すことにより、利用者

の意識改革をお願いしていく。

議第14号は、国土交通省、財務省等、国において財産管理されていた法定外公共管理物里道水路が竜王町に移管され、新しく条例を定め、法定外公共物の適正な保全および利用を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とするものであります。

主な質問として、問、管理態勢はできるのか。答、機能管理につきましては、今までと同じく地元で管理をお願いしていく。用途廃止等、払い下げなどは、今後、竜王町でできるが、基準づくりを進めていきます。

問、基準、ルールはいつまでにできるのか。答、施行期日は4月1日であるが、収支期間を含め、1年かけて地元との協議も行っていきます。

議第15号は、竜王町都市公園条例。平成8年竜王町条例第18号の一部を改正するもので、町内居住者で18歳以下のもの、65歳以上のもの、および障害者が使用する場合の使用料について、半額と改めるものである。

主な質問として、問、使用料の減免の状況は。答、平成15年度で100%減免が竜王町29件、滋賀県2件、スポーツ少年団86件、中学校部活109件、保育所3件、計229件であります。

使用料について見直すのか。答、平成17年度中に使用料の額や使用料の減免についても検討していく。また、今回の改正については周知期間を含め、7月1日から施行するものです。

以上、慎重審査の結果、議第12号、議第13号については賛成多数で、議第14号、議第15号は全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（村井幸夫） ただいま、産業建設常任委員長より、審査の経過と結果報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 議第12号 竜王町農村婦人の家の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例と議第13号 竜王町勤労福祉会館の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例と、議第15号 竜王町都市公園条例の一部を

改正する条例の3件について、反対討論をします。

まず、議第12号でありますけれども、この改正による値上げの増収は約60万円と説明されています。どうして、この60万円を収入しなければならないのか、このことが明確ではありません。老朽化の激しい、この農村婦人の家の施設で、それでも使用をされてきたのは無料だったからではないのでしょうか。婦人会や子ども会、PTAなど、あらゆる団体が心置きなく使えて、それぞれの活動が進められてきたというのに、使用料徴収は活動にも影響が出てきます。

議第13号の勤労福祉会館について言えば、37万円の増収と見込まれており、地域に活力を生み出す自主的なグループの取り組みが大きくなることと税収がアップすることと、一体どちらがいいと考えているのかと疑わざるを得ません。

町がつくった次世代型魅力あるまちづくり構想策定研究会では、こういう施設で自由に語り合える環境づくりが大きく発展すればよいという意見は出なかったのでしょうか。お願いして研究会に入ってもらって、意見を出しても、終わったら自分の意見はどこかに消えてしまったという感想を語る人がいましたが、この研究会が本当に自主的なグループであるなら、5回で終わらず今後も続くでしょうし、そういう活動を支援するなら、会場使用料など取るべきではないと考えます。

議第15号の竜王町都市公園条例の一部を改正する条例については、障害者の付き添いと称して健常者が1人で泳いでいるなどという話がありました。障害者にとって自分を介助してくれる健常者ほどありがたいものではありません。障害者支援が支援とはほど遠くなりつつある今日、家族や身近な介助者が自分を援助しつつ、またその人も束の間の水泳を楽しんだり、対談室でゆっくりしてもらえたらよかったなと思うものです。福祉は大きく幅広いものです。町も、また町民に大きく幅広い対応をしていただきたい考えるものです。免除していた人から半額の使用料を徴収するなどという改正をせず、現状での対応を求めて、この議第15号にも反対の討論をします。

以上、議第12号、13号、15号への反対討論とします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

5番、辻川芳治議員。

○5番（辻川芳治） 議第12号、議第13号 農村女性の家、また勤労福祉会館については、あくまでも町の施設であり、ほかに委託したものではありません。もし、仮に委託したとしても委託を受けている側が維持管理ができないという状

況であれば考えもありますけれども、そういう施設ではありません。宣伝や営利目的ならば使用料徴収も当然ですけれども、本来、設置目的である自主的なグループ活動育成、福祉の向上を考えると、使用料の徴収は住民サービスの低下であると考えます。

また、徴収された使用料の使途が自律推進のためではないことから、反対いたします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

採決は、1議案ごとに行います。

日程第6、議第12号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第6、議第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議第13号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第7、議第13号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議第14号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第8、議第14号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議第15号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第9、議第15号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第10 議第20号 平成17年度竜王町一般会計予算

### (予算第1特別委員長報告)

○議長(村井幸夫) 日程第10、議第20号を議題といたします。

本案は、予算第1特別委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より、報告を求めます。

予算第1特別委員長、竹山兵司議員。

○予算第1特別委員長(竹山兵司) 議第20号 平成17年度一般会計予算。

予算第1特別委員会報告を行います。

平成17年3月24日 予算第1特別委員会委員長 竹山兵司。

去る3月10日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました議第20号、平成17年度竜王町一般会計予算について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月15日、16日の両日、午前9時から第1委員会室において、委員全員出席のもと、担当主監、課長の出席を求め、開催いたしました。

一般会計の予算編成は、国の三位一体改革をはじめとする厳しい財政状況から、自律推進計画のスタートの年と位置づけられ、若い世代に魅力あるまちづくりやインター周辺構想の中心核整備など、地域再生の予算づけがされた。

一般会計の総額は45億2,600万円で、前年度に比べ3億5,400万円の減、率にして7.3%減となっている。これは行財政改革の取り組みを重点に、定数管理や人件費、および新規事業の歳出の抑制によるものです。

審査で出された主な質疑・応答は、次のとおりであります。

総務関係、問、物流拠点整備計画の500万円とは、どういうものですか。答、インター周辺にCO<sub>2</sub>削減や温暖化防止のため、物流拠点として整備計画を進められるものです。

問、快適で潤いのある環境づくりの500万円とは、どういうものですか。答、総合計画に基づき、役場周辺に中心核を進めるための策定料です。

問、地域力産業創出事業とは、何ですか。答、地域の人材を生かして雇用システムをつくり、外郭団体の再編にもつなげるものです。

問、自ら考え自ら行う事業推進の今後の対応については、どうですか。答、地域の活性化に一助として18年以降も継続を考えています。

問、JRバス廃止により、代替はどのようにお考えですか。答、JRバス廃止により、近江バスがコミュニティバスとして代替走行をします。

問、自律推進計画が本年度予算に生かされていますか。答、現在、策定中であ

り、一部は参考にしておりますが、今後、町民フォーラムなどを踏まえ、予算の中に生かしてまいります。

問、町の霊園建設の計画はどうなっていますか。答、自治区ごとに墓地整備が進められていることから、現在は進んでおりません。

問、建設関係の事業が減額で担当職員の業務が少なくなりますが、大丈夫ですか。答、今後は道路や河川のパトロールなどの強化に努めてまいります。また、課が統合することから、現在より職員数が減となり、業務は加重になってきます。

商工関係。

問、着地型旅行プランナーとは何のことですか。答、時代のニーズにより、観光客の嗜好が体験型、滞在型へと移行に対応する観光事業を推進し、誘客を図る中で修学旅行生も受け入れるプランのことです。

総合的な事項への意見。

1、エコタウン事業については、計画作成費用が256万円となっておりますが、事業展開には膨大な費用が見込まれることから、十分検討され、事業推進に当たっていただきたい。

2、中学校校舎大規模改修が予定されていますが、教育委員会に建設に対する専門職員が配置されるよう望みます。

3、少子化対策とあわせて保健予防の努力をされるとともに、年々高騰する医療費の抑制に努められたい。

4、外郭団体再編については、自律推進に合わせた指導をされるよう望みます。

5、地域力活用への産業振興は、積極的な推進を期待します。

6、JRバス廃止の後、代替として近江バス運行が決まり、問題が解決し、評価するものであり、今後はこのコミュニティバスの利活用を期待するものです。

以上、慎重に審査した結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、予算第1特別委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 議第20号 平成17年度竜王町一般会計予算に反対の討論をします。

反対の理由の第1は、国の地方交付税圧縮など三位一体改革の問題であります。憲法第26条で、すべての国民はその能力に応じて等しく教育を受ける権利を有すると宣言し、義務教育費はこれを無償とすると明記しています。義務教育費の国庫負担制度は、この規定を財政的に保障するものであり、この国庫負担が2年間の間に3分の1の削減がされることになっています。

このことは、義務教育を無償とし、しかも教育を受ける権利を国民が有している憲法にも違反すると考えるところであります。

竜王町にとって三位一体の改革の影響については、特に福祉関係に出ております。介護予防生活支援事業には1,000万円以上の減額となっています。健康で文化的な最低限度の生活を営むことは国民の権利であり、その財政的な裏付けは当然、国の責務であります。これらを三位一体改革と称して削減するのは認められず、平成17年度竜王町一般会計予算を承認できない1つの理由であります。

2つ目は、人権政策であります。男女協同参画推進プランの策定がメインではありますが、相変わらず部落解放をめざす特定の運動団体との癒着があります。近江八幡での恐喝事件などから、この運動団体のあり方が問われている現状の中で、竜王町が公平で全面的な人権政策を進められるよう求める立場から反対するものであります。

第3にエコタウン計画や総合計画、物流拠点整備計画など大規模プロジェクトが進められようとしています。自律のまちづくり計画の中で地域再生とか税財源の確保の裏付けに進めているようでありますけれども、何といたっても地方自治体の目的は住民の福祉増進であります。住民の立場で予算を組んでいるという基本的な理念が全く不透明です。しかも米原で巨大物流センター構想が既に動き出している中で500万円もかけて調査をする中身が何なのか明らかにされていません。

22日付の中日新聞の滋賀版でも、この米原の物流センター構想は大きく報道されていますし、米原町の広報でも「シルク構想の実現に向かって」と、題する大きな記事が掲載されています。

米原は、平成20年完成を目指して13ヘクタールの用地で150億円をかけて民間がシルク構想を進めています。米原と比べると規模も小さいようですし、二番煎じで成功の可能性があるのか明らかではありません。このようなことに多額

の予算が投入されることには反対であります。

もちろん、17年度予算のすべてに反対するものではありません。国保税の値上げをはじめ、使用料、利用料、手数料が軒並み引き上げられていることには反対であり、住民に負担をさせながら将来のまちづくりの展望も示せない、この予算には賛成できるものではありません。もちろん、予算のすべてに反対しているわけではありません。教育支援室の設置により、特別教育支援体制をつくっていくこと、防犯ベルを全生徒に配布したり、学校などの改修計画、少子化対策、子育て支援など、今まで何度も要求してきたことがやっと実施していただけたという部分もあります。このことは、一言つけ加えてよしとしながらも全体としては反対をする立場で討論とします。

以上、反対討論を行いました。

**○議長（村井幸夫）** ほかにございませんか。

10番、西 隆議員。

**○10番（西 隆）** 平成17年度一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成17年度一般会計予算について、特に民生費については執行方針が「健やかに暮らせる健康福祉、子育て支援づくり」とされております。今後も進む少子・高齢化社会の中で次世代を担う子どもが健やかに生まれ、健やかに育つ環境づくりを、また豊かな長寿社会を築くためには、これが具現化するために次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の推進と出産祝い金、地域子育て支援奨励金など、町独自の支援事業推進と竜王町高齢者保健福祉計画の見直し作業、さらには健康いきいき竜王21プランに基づく健康対策など、予算が計上されております。

竜王町の福祉と健康のまちづくりの推進には、大変重要な新年度予算であると考えますので、平成17年度一般会計予算については賛成の討論といたします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにありませんか。

5番、辻川芳治議員。

**○5番（辻川芳治）** 議第20号 平成17年度竜王町一般会計予算について。厳しい財政での予算は、あらゆる面で歳出を抑制されているものの、自律したまちづくりに今必要である前向きな施策、即効性のある施策が予算の中に見えないことが1点。

次に、この年度末でも8名の方が退職されますが、原則として新規職員の採用

を見送ることは人事的、また事務的な継続を断ち切ることになります。また、人件費の削減による一般職員の給料カットは、職場の士気を妨げるものであることから、今回の予算については反対といたします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにありませんか。

13番、勝見幸弘議員。

**○13番（勝見幸弘）** 議第20号 平成17年度竜王町一般会計予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

特に先ほどから議論がございました手数料改定や、今までの無料施設が有料となることにより組まれた予算でもありますので、そのことを論点として賛成討論としたいと思います。

自律推進計画の策定が進められておりますけれど、自律という「律」の字を自ら律すると書く、この言葉につきましては自らが定めた規範に従って物事を進めること、目標や施策を自主的に策定し、経営的感觉で行政運営をするもの、とあります。自主的に定める目標や施策は、自らが定めるものですから、自らとは役場職員を指すのではなく、竜王町住民すべてを指すものと考えなければいけません。ということは、住民が理解できる、納得のできる料金制度でなければいけないと思うわけです。

値上げだとか、無料を有料にするという言葉を使っておられますが、これはいわゆる利用する側の住民から見た発想での表現だと思います。1年間に1度も住民票を請求しない、印鑑証明を請求しない、農村婦人の家に行ったことがないという方もいらっしゃるわけです。

総務教育民生常任委員会の報告にもありましたように、原価計算というのは、そぐわないとは思いますが、例えば住民票の手数料の原価を計算して、今、現在が200円ありますが、原価が300円、もしかかっていたとすると、この不足する100円分は利用しない住民が負担していることになっているわけです。利用しない住民から見れば200円が300円になることは、負担の軽減と言えるのではないのでしょうか。このことは農村婦人の家や勤労福祉会館の使用料にも言えることでもあります。まさに、これが受益者負担の観点だと考えます。

さきに申し述べましたとおり、自ら定めた規範とは、だれもが納得できなければなりません。利用しないもののこと、他の施設との均衡を図るということの考えも入れて、この予算を組まれたことについては賛成できるものです。このことは、これから自律するまちづくりの上からは逆に急いで取り組まなければ

ならないことと、だれもが納得できる制度の構築に向けての第一歩だと考えるわけです。

最後に、このことを行うことは、まさに住民皆さまに自律のまちづくりをしっかりやっていきますとの決意を表明することであり、その大きな責任が発生したと考えるべきだと申し添えまして、賛成討論といたします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第10、議第20号を委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第10、議第20号は委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議第21号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）
予算

（予算第2特別委員長報告）

日程第12 議第22号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）
予算

（予算第2特別委員長報告）

日程第13 議第23号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算

（予算第2特別委員長報告）

日程第14 議第24号 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計予算

（予算第2特別委員長報告）

日程第15 議第25号 平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算

（予算第2特別委員長報告）

日程第16 議第26号 平成17年度竜王町介護保険特別会計予算

（予算第2特別委員長報告）

日程第17 議第27号 平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算

（予算第2特別委員長報告）

**日程第18 議第28号 平成17年度竜王町水道事業会計予算
(予算第2特別委員長報告)**

○議長（村井幸夫） 日程第11、議第21号から日程第18、議第28号までの8議案を一括議題といたします。

本案は、予算第2特別委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を副委員長より、報告を求めます。

予算第2特別副委員長、岡山富男議員。

○予算第2特別副委員長（岡山富男） 予算第2特別委員会報告。

平成17年3月24 予算第2特別委員会副委員長 岡山富男。

予算第2特別委員会の審査の報告をいたします。

去る3月10日の本会議において、予算第2特別委員会に審査の付託を受けました議第21号から議第28号までの8議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、去る3月14日、午前9時より委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

山口町長のあいさつを受け、担当主監、課長、係長等の出席を求め、それぞれの所管する予算について説明を受け、審査をいたしました。

議第21号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算。歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ7億4,400万円で、対前年度比3,500万円の増、率にして4.9%の増となっております。増の主な理由は、景気低迷により社会保険から国保への被保険者の移行と退職被保険者の増加による保険者給付費が伸びたことであります。

平成16年度までは一般会計等の繰り入れを行いましたが、国保会計は医療費に対する目的税でもあることから、国民健康保険税の税率改正により不足する財源を確保していきたいと考えています。

主な質疑・応答は。

問、国保支出金の療養給付金の減額は三位一体の影響なのか。答、三位一体の改革によるもので、国負担分が100分の40から100分の36に引き下げられたためです。新たに100分の4は、県が負担します。

問、老人保健医療費拠出金が減っているのはなぜか。答、老健法の改正によって、対象年齢が70歳から75歳に1歳ずつ段階的に引き上げられたため、被保険者数も減少し、老人保健医療への拠出する金額も少なくなります。

問、一般会計から繰入金3,719万1,000円はルール分なのか。答、そうです。一般会計で負担すべきと決められた分です。

議第22号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算。歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ医科にあつては9,400万円、歯科にあつては6,100万円であります。医科は、対前年度比100万円増、率にして1.1%の増で、歯科においては対前年度比300万円の増で、率にして5.2%の増額となっております。

医科の増額の主な理由は、備品購入で、血液検査機の購入であり、歯科の増額の主なものは修繕費で、老朽化している屋根のふきかえとトイレの修繕費等であります。

主な質疑・応答は。

問、一般会計からの繰入金が毎年続いているが、今後も続くのか。答、歯科においては公債費の診療整備の償還金や「8020運動」など、保健事業を実施するための支出で、一般会計から支出するものです。金額は減少するものの、事業は継続させます。今後とも健全経営に努めてまいります。

問、歯科の診療の移転について、用地が確保されているが、今後はどのようにされるのか。答、財政状況を精査のうえ、役場庁舎周辺のマスタープランの中で検討いたします。

議第23号 平成17年度竜王町老人保健医療事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億8,400万円で、対前年度比3,200万円の減で、率にして3.5%の減となっております。

減の主な理由は、平成14年に老人保健法が改正され、対象年齢を70歳から75歳に引き上げにより、老人医療費の減少によるものです。

主な質疑・応答は。

問、医療給付費が1人当たり30万円ずつ減になっているが、なぜか。答、対象年齢が70歳から75歳に1歳ずつ段階的に上がり、それに伴って医療給付費の対象者が少なくなるため、全体的に少なくなるものです。平成14年度の対象人員は1,560人で、平成15年度は1,450人となっております。

議第24号 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,400万円で、対前年度比370万円の減、率にして5.5%の減となっております。

歳入は給食費負担金で、歳出は給食費事業費の6,400万円であります。

主な質疑・応答は。

問、給食費負担金が370万円の減はなぜか。答、生徒数が118人減っているためです。

問、資材費の内訳について。答、副食費が63%、牛乳が18%、主食（米・パン・めん）は、19%であります。

議第25号 平成17年度下水道事業特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,400万円で、対前年度比2,400万円の減で、率にして2.7%の減となっております。

減額の主な理由は、公共下水道事業の管渠築造工事費の減であります。

主な質疑・応答は。

問、現在の下水道の普及率は、どのぐらいか。答、平成16年度末で公共下水道では64%、中部流域全体では65%で、集落排水事業を含めると本町の普及率は72%であり、水洗化率は84%となっています。

問、地方債残高は多くなっているが、いつまで増加するのか。答、今後、起債を起さなければ償還のピークは平成20年の見込みです。

問、平成17年度の公共下水道工事実施場所は、どこか。答、第2松陽台、七里、岡屋地先であります。

議第26号 平成17年度介護保険特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億円で、対前年度比9,300万円の増で、率にして22.9%の増となっております。

増額の主な理由は、保険給付費の在宅介護サービス給付費と施設介護サービスの給付費の増によるものです。

主な質疑・応答は。

問、在宅介護サービス給付費がふえているが、どのように考えておられるか。答、認定者数の増加や利用者数の増加により、在宅介護サービス給付費は伸びています。昨年に比べると、約40人の増です。介護保険者制度の見直しが2005年に予定されていることから、新予防給付の創設により元気な高齢者を重度化されないような介護予防に取り組んでいきたいと考えています。

議第27号 平成17年度日野町、蒲生町、竜王町、安土町および能登川町教育委員会社会教育主事共同設置特別会計予算。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277万5,000円で、対前年度比86万1,000円の減額で、率にして23.7%の減となっております。

減額の主な理由は、合併により、五個荘町、永源寺町が脱退したためです。この社会教育主事共同設置特別会計は、平成19年度より中止となります。

主な質疑・応答は。

問、平成18年度以降は県からの社会教育主事の派遣制度がなくなるが、どのようにされるのか。答、町単独で対応していきたい。

議第28号 平成17年度竜王町水道事業会計予算。第3条予算、収益的収入および支出の予定額は、3億9,000万円で、対前年度比1,200万円の増、率にして3.9%の増になっております。

また、第4条予算では、資本的収入の予算額が3,590万円で、対前年度比549万9,000円の減、率にして13.2%の減となっており、資本的支出の予定額8,674万1,000円で、対前年度比1,209万2,000円の減、率にして12.2%の減となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,084万1,000円は、減債積立金500万円、建設改良積立金1,700万円、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税資本的収支調整額2,884万1,000円で、補てんするものであります。

平成17年度の水道事業の予定給水戸数は3,670戸で、年間総配水量は168万立方メートルで、1日平均4,150立方メートルであります。

主な質疑・応答は。

問、収益的支出で利益が出ている。この中、県水、受水費の1立方メートル当たり10円の値下げ分は含まれているのか。答、収益的収支の利益に含まれていません。

問、原水および浄水の委託料1,000万円の水源井戸調査は、どこなのか。答、3年経過している自己水源の西横関、弓削水源地であります。

以上、慎重審査の結果、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号は、全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきと決しましたので、報告いたします。

何点か訂正させていただきます。

県受水費の1立方メートル当たり10円の値下げが含まれていますというように訂正をお願いします。

減債積立金200万円、言い方が悪かったみたいですので、ちょっとお願いしたいと思います。

それと、第3条予算、収益的収入および支出予定額3億9,000万円と言ってし

まったんですが、1,900万円ですので訂正をお願いいたします。

○議長（村井幸夫） ただいま、予算第2特別副委員長より、審査の経過と結果の報告がございました。

これより、副委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結します。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 議第21号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算と、議第25号 平成17年度竜王町下水道事業特別会計予算、および議第28号 平成17年度竜王町水道事業会計予算について、反対の討論をします。

まず、議第21号です。

国民健康保険税に関しては、今議会では一般質問でも、また予算審議の中でも質問をし、私の考えについては述べてきたところであります。一気に町民負担をふやすのは、町政の失政をすべての町民負担にしようというもので認めることができません。

保健・医療に責任を持つべき保険者が応分の負担は当然で、不足分すべてを加入者に負担させることには反対するものです。

質問の中で若い人に対する負担がふえるという話をしましたが、この18日に成立した改正地方税法では、フリーターへの徴税が強化されます。さきの税条例改正でお話ししましたが、100万円程度の若い人の保険料が38%の値上げになるというお話をしましたけれども、今度の地方税法の改正では、フリーターへの徴税が強化されることになると言われています。

このことも含めて、若者への負担は一層大きくなることが考えられます。

その他、国の制度改正で国民負担が一斉にふえる、この時期の値上げに賛成できないことを表明し、値上げを前提とした、この特別会計に反対するものであります。

次に、議第25号であります。

下水道事業については、自律のまちづくりで下條村に行ったとき、全町合併浄化槽で対応していると言われました。まだまだ完了していない竜王町の下水道事業ですが、今日までの総括、今後の見通しと計画を明らかにする時期だと考

えます。この予算については、施設整備費まで受益者負担になっていることに疑問を感じます。

この意味からも、この予算には反対するものであります。

議第28号 平成17年度竜王町水道事業会計予算については、県水の単価が引き下げられたとはいえ、町民の水道料負担は減っていません。安心して、おいしい水を安く飲めるように一般会計からの繰り入れで補てんされることを求めて反対討論とします。

以上、反対討論を終わります。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

7番、圖司重夫議員。

○7番（圖司重夫） 議第24号 平成17年度竜王町学校給食事業特別会計予算につきまして、私は賛成の立場で討論いたします。

平成17年度竜王町学校給食事業特別会計予算におきましては、前年、平成16年度より、生徒および職員あわせて118名の減少となり、必然的に給食資材費も減額となり、予算総額におきましては前年度より370万円減額の6,400万円となっております。

学校給食の基本でもあります食品の安全管理、食器類をはじめとする給食機器の衛生管理および給食物資の適正なる入札の実施等、関係職員の方々にはご苦勞していただいているところであります。

平成17年度におきましても食の安全を第一として、食生活の基本ともなります米飯、特に竜王米の消費拡大についてもご考察くださるよう要望いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘） 議第21号 平成17年度竜王町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の予算につきまして、賛成の立場で討論を行います。

確かに、反対される方が申されるように一気に町民負担がふえるということにつきましては、大変難しいことかなということは思いますが、しかし社会保険に加入されている、先ほども申しましたように社会保険に加入されている方の立場というものも考えていただきたいと思うわけでございます。社会保険に加入している会社へ勤めているものにとりましては、町民税は否応なしに給料から天引きされているわけです。その町民税で一般会計から、この国保会計へ補

てんをしろということにつきましては、社会保険に加入しているものの負担を否応なしにふやせということの論理になるわけでございます。このことにつきましては、受益者負担というか、応分の負担といいますか、そういうものの考え方からも妥当な判断であろうと思えますし、ますます高騰する医療費を今のところにつきましては、ちょうど採算ベースかもわかりませんが、ここ数年、また値上げを検討せざるを得なくなるやもわかりません。

昨年度、一般会計から5,000万円の一時的な繰り入れを行いましたけれど、またその前例がつけられたわけですが、そういったことをしなければいけない可能性もあるわけですので、医療費抑制に町行政全般として積極的に取り組んでいただきまして、こういった事態が発生しないよう、今回の措置としては妥当なものであると考え、賛成の討論といたします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

採決は、1議案ごとに行います。

日程第11、議第21号を副委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第11、議第21号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議第22号を副委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第12、議第22号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議第23号を副委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第13、議第23号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議第24号を副委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求

めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第14、議第24号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議第25号を副委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第15、議第25号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議第26号を副委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第16、議第26号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議第27号を副委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第17、議第27号は副委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議第28号を副委員長報告のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第18、議第28号は副委員長報告のとおり可決されました。

この際、申し上げます。

ここで、午後3時40分まで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時40分

○議長（村井幸夫） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 請第1号 平成17年度竜王町農業政策に関する請願  
(産業建設常任委員長報告)

**○議長（村井幸夫）** 日程第19、請第1号を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より、報告を求めます。

産業建設常任委員長、西 隆議員。

**○産業建設常任委員長（西 隆）** 産業建設常任委員会報告。

平成17年3月24日 委員長 西 隆。

去る3月10日の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました請第1号平成17年度竜王町農業施策に関する請願について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、3月10日午後3時30分から第一委員会室において、委員全員出席のうえ、紹介議員、圖司重夫議員の説明を受け、審査いたしました。

本請願は、滋賀県農村連盟竜王支部長西村巳千治氏であります。

請願の内容は、

1、竜王町の基幹産業である農業の位置づけ対策について。

竜王町農業基本条例を早急に樹立し、持続的発展を実効性のあるものとする

と。

2番、地域の特性を生かした生産確立対策について。

米政策改革の実施に際して、農業者の生産意欲の向上と収益の確保が図られるよう、町独自の支援対策および助成体系の整備に取り組むこと。

3番、近江牛の産地として畜産経営支援対策について。

広域的な耕畜連携を可能にする県域流通システム、牛ふん、豚ふん、鶏ふんを早期に実現。近江牛の販売戦略の支援、PR活動の強化と積極的な支援。

4番、野菜・特産農産物の生産・販売振興対策について。

農産物直販施設を有効利用した野菜・特産物の生産、販売、振興対策。

環境こだわり農産物の推進支援と収益性の高い特産加工品の開発に取り組むこと。

5番、担い手対策について。

多面的機能の維持、食料自給率向上の観点から経営規模にとらわれず多様な担い手が対象となるよう要件緩和策と支援対策に取り組むこと。

また、本町独自の担い手制度を創設すること等であります。

委員から、町やJAにおいては、国の農業施策に乗れるよう、指導体制、特に地域水田農業ビジョンに基づく認定農業者集落型経営体の育成指導を図られたい

等の意見が出された。

以上、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいま、産業建設常任委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、質疑はこれで終結します。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

7番、圖司重夫議員。

**○7番（圖司重夫）** 請第1号 平成17年度竜王町農業政策に関する請願について、私は、賛成の立場で討論をいたします。

農業・農村は、食料の安定供給という基本に加え、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全と維持はもとより、稲作をはじめとする伝統の文化の伝承など、多面的、かつ公益的な機能を有し、我が国の根幹を形成する最も重要な役割を担っております。

しかしながら、平成の市町村合併、ならびに国の三位一体の改革が進められる中であって、国庫補助金の縮減・廃止と、それに伴う地方への税源移譲により、地方交付金の減額が予測されており、農林水産関係補助金も廃止リストに記載されることが強く懸念される状況にあります。

もちろん、農業者自らが、こうした時代の流れを的確に読み取り、政府の推進する農業政策に乗っていかなければならないことは強く認識するところでありますが、いずれも農業者の納得できる改革や政策でなければなりません。

今後の竜王町農業に希望の持てる政策実現に向けて、ぜひとも竜王町当局のご支援を賜り、産業建設常任委員会委員長報告にあります5項目の実現を図られるべく、賛成の討論といたします。

**○議長（村井幸夫）** ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

日程第19、請第1号を委員長報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第19、請第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 請第2号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願

（総務教育民生常任委員長報告）

日程第21 請第3号 核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に要請する意見具申を求める請願

（総務教育民生常任委員長報告）

日程第22 請第4号 平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願

（総務教育民生常任委員長報告）

○議長（村井幸夫） 日程第20、請第2号から日程第22、請第4号までの3議案を一括議題といたします。

本案は、総務教育民生常任委員会に審査を付託しておきましたので、その審査の経過と結果を委員長より報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

○総務教育民生常任委員長（勝見幸弘） 総務教育民生常任委員会報告。

平成17年3月24日 委員長 勝見幸弘。

去る3月10日に開催の本会議において、本委員会に審査の付託を受けました請第2号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月11日午前9時より第一委員会室において、委員全員出席のもと、紹介議員である寺島議員の説明を受け、請願者である部落解放人権政策確立要求近江八幡市竜王町実行委員会会長の山本隆男氏の同席を認め、会議を開きました。

この請願は、国際的人権基準とも言うべきパリ原則に合致した、政府から独立し、実効性のある国内人権委員会の設置などを明確にした人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書を政府関係機関へ提出をしてほしいというものです。

県内でも土地問い合わせ差別事件や差別はがき、差別投書、差別らくがき事件

など差別事件が続発しています。全国的にも同様の差別事件が多発しているとともに、熊本県での元ハンセン病患者に対する宿泊拒否に見られるように、部落差別だけではなく、さまざまな人権侵害が後を絶っていません。

2001年に国の人権擁護推進審議会より出された答申などにより、2002年の通常国会に人権擁護法案が提出されました。幾つかの問題点が指摘され、抜本的な修正を求める世論の高まりの中、2003年の衆議院解散により、自然廃案となりました。

委員会が出された主な質疑・応答・意見は、以下のとおりです。

問、請願団体は、どのような団体で構成しているのか、事務局の所在地は、どこか。答、仏教界・企業・行政・部落解放同盟などで、「いのち・愛・人権のつどい」の主催団体です。近江八幡の人権センターの中にあります。

この請願は、今国会に再提出されようとしている人権擁護法案を文章上は否定しているとも取れる内容だが、成立を願っているのかわからない。

廃案になった法案の問題点は、3点、指摘されているが、今回はパリ原則の部分だけでいいように受け取れるが不十分ではないのか。

人権侵害を救済することと擁護することとは違うのではないか。

もう少し、学習する必要があるのではないか。

以上、慎重審査の結果、本請願は、継続審査とすべきことに決しましたので報告いたします。

請第3号 核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に要請する意見具申を求める請願について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月11日、午前9時より、第一委員会室において委員全員出席のもと、紹介議員である若井議員の説明を受け、請願者である滋賀県反核平和連絡会準備会の山崎氏の同席を認め、会議を開きました。

この請願は、被爆60年、終戦60年の節目の年にあたり、世界の反核平和の世論に呼応し、「核兵器全面禁止、廃絶」の早期実現のため、日本政府が5月の核拡散防止条約NPT再検討会議で積極的役割を果たすよう意見具申してほしいというものです。

昨年来、平和主張会議（会長 広島市秋葉市長、109カ国652都市加入）は、世界の自治体に日本非核宣言自治体協議会（会長 長崎市伊藤市長、324自治体加入）は、平和市長会議と連携して国内全自治体に2020年までに核兵器廃絶を実現するために核兵器廃絶のための緊急行動を呼びかけています。

委員会で出された主な質疑・応答・意見は、以下のとおりです。

請願団体は、どのような団体か。答、原水協、反核医師の会滋賀、生協連合会、母親大会連絡会、新日本婦人の会で構成されています。

NPTは、核保有国の軍縮義務と引きかえに、非保有国の核兵器獲得を禁じているのに、核超大国が反故にすれば核拡散に拍車がかかる。

日本は、核の傘の下にいるのだから積極的な行動に出られないのではないかと。積極的な行動は、唯一の被爆国として当然求められる立場だろう。

竜王町は、恒久平和都市宣言を掲げているし、日本非核宣言自治体協議会の一員でもある。

以上、慎重審査の結果、本請願について、委員全員賛成で採択すべきものと決まりましたので、報告します。

請第4号 平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願について、審査の経過と結果を報告します。

本委員会は、3月11日、午前9時より、第1委員会室において、委員全員出席のもと、紹介議員である川嶋議員の説明を受け、会議を開きました。

本請願は、昨年12月、滋賀県議会で普通科高校の通学区域条項を削除する条例が採択され、県教育委員会は全県一学区、平成18年度実施の準備をしていることから、当面この実施を見送ることを求めているものです。

その理由としては、1、学校間の序列化が極端に進む。

2、不合格者のほとんどが県外私学に流れ、一部県立高校において大幅な定員割が生じる。

3、多くが遠距離通学を強いられ、親と子どもの負担がふえる。

4、塾への依存が強まる。などが考えられ、滋賀の公立高校教育がゆがめられると危惧しているとのこと。

委員会で出された主な意見は、以下のとおりです。

選択の幅が広がることはよいことであり、早期実現を望む。

竜王には高校がないので、近くの高校に行きたいと思っても行けない生徒が続出するのではないかと。

遠距離でも特色ある学校なら、子どもは喜んで通学するのではないかと。

県外でなくても1回目の競争率の状況で別の高校に志望校を変更すれば問題ないのではないかと。

県教委の説明に4,500人も参加され、保護者がまだ納得していない状況では実

施すべきではないと思う。

周知期間が1年あるので、混乱のないように十分な対応を望む。

以上、慎重審査の結果、本請願については賛成少数につき、不採択にすべきものと決しましたので、報告いたします。

○議長（村井幸夫） ただいま、総務教育民生常任委員長より審査の経過と結果の報告がございました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありますか。

12番、若井敏子議員。

○12番（若井敏子） 請第2号 「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願について、委員長報告に反対する立場で討論をします。

この請願を提出されている部落解放人権政策確立要求近江八幡市竜王町実行委員会は、同盟の中央実行委員会につながっている組織であります。議員皆さんにはお手元に資料をお渡ししていると思いますが、この団体はことし2月23日、衆参両院の議員あてに要請と申し入れ書を送っています。

この要請書は、実行委員会と解放同盟が一体のものであることを証明しています。ここにありますのは、皆さんのお手元にお配りしているものは部落解放人権政策確立要求中央実行委員会会長 宮崎、何と読むんでしょうか、曹洞宗館長さんと部落解放同盟中央本部執行委員長 クミカ シゲキさんの連名の要請書であります。

私は、この中で確認糾弾会について触れている部分に注目をしています。この文章は大変長いものでありますけれども、皆さんには（4）番目をぜひごらんいただきたいと思います。

この4のところには、差別に対する糾弾など、人権NGOが行う正当な人権活動に対する公権力からの不当な干渉を排除し、少し飛ばしますけれども、差別された当事者や人権侵害を受けた当事者の声は大事にされる必要があり、これを押さえ込むことは不当行為で許されない。ということで、法務省から出されている確認糾弾会についての通達は破棄していただきたいとされています。

その2枚目以降に皆さんにお配りしているところに法務省が通達として出して

いる確認糾弾会について通知というものがあります。これは法務省が確認糾弾会には参加する必要がないということを出されているものでありますけれども、この確認糾弾会に関する通知を破棄するようにと、この要請の中で書かれているわけでありまして。

今まで解放同盟が行っていた確認糾弾会が差別の解消という行政目的を達成する上で障害になっているという認識が邪魔で、人権侵害救済という名で確認糾弾会を正当化しているというのが今回の請願の内容であり、このことは認められないというのが私の考えであります。

私は、部落差別解消のために全解連とともに20歳代から運動に加わっていたものです。全解連は、長い間の運動の成果として国民の中における部落差別は大きく改善されてきていると考え、発展的に解散しました。

既にご承知のように、日野町でも蒲生町でも同和行政が終焉を迎え、県内では多くのところで同和事業がなくなっています。もちろん、こういう中であっても部落差別が起こるような事態になったときは、それは許されるものではなくて、毅然と対応されるのは当然です。しかし、そのことを口実に国民の内心の自由を侵害するような一方的な確認糾弾会は認められないと考えています。

私は、差別事件と言われるべき出来事に端を発した確認糾弾会を経験しています。何が差別なのか、何が人権なのかという明確なものはなく、踏まれた人が痛いと言えば差別だというのが、この確認糾弾会の中身であります。それは踏まれた足の痛さは踏まれた者しかわからないとして徹底的に踏んだという人を痛めつけ、その関係者とされる人までにらみつけられ、罵声を浴びせられる。到底、人権擁護の名に値するものではありませんでした。こういう経験をしているのは、この場におられる皆さんの中でも私1人ではないと考えます。

人権侵害に対して訴訟など司法に頼らず、簡単に迅速に救済する制度があれば、それは歓迎すべきことでありますけれども、出されている請願には隠されている本質があることを証明する、この皆さんにお渡ししている資料から、これがある以上、この請願そのものに賛成できないのであります。

よって、委員長報告は継続審議ではありますけれども、この請願に反対するという立場で委員長報告に反対する討論といたします。

次に、請第3号 核兵器廃絶早期実現のための積極的行動を日本政府に要請する意見具申を求める請願については、委員長報告に賛成の立場で討論をします。

私は、今、手元にことし1月、全国市長会が出された決議を持っています。少

し短い文章ですから読ませていただきますと、核兵器の廃絶を求める決議として、我が国は唯一の被爆国として核兵器の廃絶を全世界に訴えてきた。核兵器をめぐる世界情勢が深刻さを増す中、本年5月、ニューヨーク国連本部で開かれる核不拡散条約NPT再検討会議は、核兵器廃絶を進める上で大変重要な意義を持つ会議となる。こうした中、平和主張会議等においては2020年までに核兵器廃絶を実現するために核兵器廃絶のための緊急行動を展開しているところである。

核兵器は、人類の生存をも脅かすものであることから、本会は核兵器廃絶に向けた国内外の世論が、より一層喚起され、核兵器のない世界が一日も早く実現されるよう強く求めるといふものであります。

日本国民として、核兵器廃絶は当然の思いです。竜王町議会の皆さんがこの当然の思いで本委員長報告に賛成されるようお願いする立場で賛成討論といたします。

続いて、請第4号 平成18年度からの全県一学区の実施を当面見送ることを求める請願については、委員長報告に反対の立場で討論をします。

高校普通科全県一学区の実施を当面見送るという問題については、委員会でも全教、先生の組合の皆さんからの説明も受けて学習をしたところでもあります。

県教育委員会は、高校普通科の全県一学区を平成6年から実施するために1月末から県下で説明会を開きました。1月27日付の読売新聞は、この「説明会参加申し込み殺到」と報道しています。

県は、7会場で2,000人程度の参加を見込んでいましたが、参加申し込みが多く、急遽回数などをふやして28会場、4,500人が参加したと言われております。

そして、どの会場でも父母から質問と意見が続出し、県は参加者を納得させられるだけの回答ができない状態になりました。

それは、全県一区に賛成している参加者からも、県のやり方は一方的過ぎると批判されたと言われております。

全県一学区を考える県民の会のニュースで会場の様子が詳しく伝えられておりまして、このニュースも全議員さんにお配りしているところでもありますから、ぜひ詳しくお読みいただきたいと思います。

これを読むだけでも県民の理解が得られているとは言えず、実施を当面見送るという請願は大いに賛成できるものと考えます。県下でも15以上の議会での、この請願を採択されています。竜王町にとっても、子どもの将来にかかわる大事な

問題であり、当面見送り、十分議論が尽くされることを求め、委員長報告に反対するものであります。

以上、反対討論とします。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

6番、寺島健一議員。

○6番（寺島健一） 私は、請第2号「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出に関する請願について、違う視点から継続審査に対し反対討論といたします。

日本国憲法は、人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的、または社会的関係において差別されないことを基本的人権の1つとして保障し、立法、その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言しております。

また、竜王町においても基本的人権の尊重と法の下での平等を定めた日本国憲法ならびにすべての人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等であるとした世界人権宣言の理念に基づき、竜王町人権尊重の町宣言を行い、竜王町人権尊重のまちづくり条例が1999年3月31日、公布されているところであります。

請願趣旨の内容および請願理由を十分ご理解のうえ、ぜひとも今議会において採択いただき、政府関係機関に意見書を提出いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（村井幸夫） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより採決を行います。

採決は、1議案ごとに行います。

日程第20、請第2号を委員長報告のとおり継続審査事件とすることに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第20、請第2号は委員長報告のとおり継続審査事件とすることに決しました。

日程第21、請第3号を委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第21、請第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

日程第22、請第4号を委員長報告のとおり不採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村井幸夫） 起立多数であります。よって、日程第22、請第4号は委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第23 意見書第1号 NPT再検討会議に向け、核兵器廃絶への努力を求める意見書**

○議長（村井幸夫） 日程第23、意見書第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、勝見幸弘議員。

○13番（勝見幸弘） 意見書第1号、提出理由の説明を朗読をもってさせていただきます。

NPT再検討会議に向け、核兵器廃絶への努力を求める意見書。

平成17年3月24日提出。

|     |         |      |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 竜王町議会議員 | 勝見幸弘 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 若井敏子 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 中島正己 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 山田義明 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 辻川芳治 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 圖司重夫 |
| 賛成者 | 竜王町議会議員 | 川嶋哲也 |

NPT再検討会議に向け、核兵器廃絶への努力を求める意見書

被爆60周年を迎えました。あの広島・長崎の原爆投下の惨禍を改めて胸に刻み、被爆国の私たちが核兵器廃絶を世界に訴えることが強く求められています。

特に、今年5月には、NPT核不拡散条約再検討会議が開催されます。2000年に開かれたこの会議では、核保有国を含む187の全ての参加国が「核保有国は、自国の核兵器の完全な廃絶を達成することを明確に約束する」との文言を含む最終文書に合意しました。今年の会議では、この約束の忠実な実行を核保有国

に迫ることが求められています。

我が国でも、1月に全国市長会議が「核兵器廃絶を求める決議」を採択し、再検討会議を「核兵器廃絶をすすめる上で大変重要な意義を持つ会議」とし、核兵器廃絶に向けた国内外の世論の一層の喚起を求めています。これこそ被爆国国民の声であります。

恒久平和都市宣言を掲げている我が竜王町は、日本非核宣言自治体協議会の一員として、平和と核兵器廃絶を求める立場から、日本政府が本再検討会議において、2000年会議での「合意」の忠実な実行を、各国に迫る先頭に立たれることを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年3月24日

滋賀県蒲生郡竜王町議会

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

外務大臣 町村信孝 殿

○議長（村井幸夫） 提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、質疑はこれで終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、討論はこれで終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第23、意見書第1号を原案のとおり提出することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村井幸夫） 起立全員であります。よって、日程第23、意見書第1号は原案のとおり提出することに決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 地域整備特別委員長報告

○議長（村井幸夫） 日程第24、地域整備特別委員長報告を議題といたします。

地域整備特別委員長、川嶋哲也議員。

○地域整備特別委員長（川嶋哲也） 地域整備特別委員会報告。

平成17年 3月24日。

委員長 川嶋哲也。

本委員会は、3月17日午後1時より委員全員出席のもと、地域整備特別委員会を開催いたしました。山口町長のあいさつを受けた後、それぞれの担当主監、課長等の出席を求め、滋賀県高速道路利用センターの状況、株式会社雪国まいたけ滋賀工場建設事業の状況、竜王インターおよび岡屋地先県有地周辺の地下水調査について調査をいたしましたので報告します。

1. 滋賀県高速道路利用センターの状況について

12月末以降、組合と何回か話し合いをしてきた。ことし3月末で高速道路のカードによる割り引き制度がなくなるが、組合は引き続き存続させていくとのことです。また、組合員から保証金を徴収していくとの考えです。

なお、温泉計画は続けていくとのこと、4月から建築確認申請手続きを行い、造成工事を進めていくよう自治会で決定された。

主な質疑・応答は、次のとおりでした。

問、道路改良は、どのように考えているのか。答、早急に建築確認申請手続きをしていただき、造成工事計画の協議の中で検討していきます。

問、保証金を徴収するとのことであるが、組合員数は、またやめられる方もあるのではないか。答、組合員数は300人ぐらいで、やめられる方も少しはあると聞いています。

2つ目の株式会社雪国まいたけ滋賀工場建設事業の状況について。

1期造成工事が完了、2月17日に県の検査が終わり、検査済証が企業に出されたので、4月に建築確認1棟分手続きを行い、建築工事に着工、平成18年5月完了、秋には製品の出荷ができるよう進めるとのことです。

主な質疑・応答は、次のとおりでした。

問、第2期工事の時期等について。答、開発許可申請手続き等、ことしの文化財調査を並行して行い、工事に着工したいとのこと。

問、雇用についての考えは。答、120人から150人で、建築確認申請時から募集して一部の方が新潟での事前研修をしていただくとのこと。

要望として、当初計画より3年程度遅れているとのこと。用地提供者および地元理解をいただき、工場は滋賀竜王にふさわしい環境に配慮した建物にしてほしい。

3点目、竜王インターおよび岡屋地先県有地周辺の地下水調査について。

電気探査は9カ所で、小口7カ所、岡屋2カ所、3月22日に完了するが、山側方向は水量が少ないとのこと。

主な質疑・応答は、次のとおりです。

問、小口地先の水量確保について。答、調査結果により、検討したい。

要望として、この地域の水量確保については、県工業用水も検討してはどうですか。

4点目のその他インター周辺で「三甲株式会社」以外に県からの紹介により企業進出の話があり、進めている。

西武鉄道関係については、3月2日に関係者が来町、「ご迷惑をかけております」、竜王町の用地については経営委員会での改善案のまとめ結果によるとのこと。今後の具体的に取り組みは示されなかった。

以上、地域整備特別委員会報告といたします。

なお、引き続き閉会中も調査活動をしたいと委員全員が決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（村井幸夫） ただいまの地域整備特別委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、お諮りいたします。

委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### **日程第25 議会広報特別委員長報告**

**○議長（村井幸夫）** 日程第25、議会広報特別委員長報告を議題といたします。

議会広報特別委員会委員長、竹山兵司議員。

**○議会広報特別委員長（竹山兵司）** 議会広報特別委員会報告委員長報告。

平成17年3月24日。

議会広報特別委員長 竹山兵司。

議会広報特別委員会は、1月7日、1月17日、1月21日、委員出席のもと委員

会を開催し、議会だより130号を編集しました。

議員各位、関係機関のご協力により、1月28日、無事発行できました。

このたび、滋賀県町村議会広報誌コンクールにおいて、ナンバー127号が佳作に入選し、2月28日、受賞を賜り、大変うれしく存じます。

また、3月9日、3月22日、委員出席のもと、議会だよりナンバー131号についての編集会議を行いました。

本委員会は、議会活動を中心に委員の意見を尊重し、町民皆さまに愛され、親しまれる議会だより発行に努めてまいりたいと存じます。

なお、引き続き閉会中も調査活動をいたしたいと委員全員で決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（村井幸夫）** ただいまの議会広報特別委員長報告に対して、質問がありましたら発言願います。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、お諮りいたします。

委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 合併調査特別委員長報告

○議長（村井幸夫） 日程第26、合併調査特別委員長報告を議題といたします。

合併調査特別委員長、勝見幸弘議員。

○合併調査特別委員長（勝見幸弘） 合併調査特別委員会報告。

平成17年3月24日。

委員長 勝見幸弘。

去る3月3日午後1時30分より、委員全員出席のもと、合併調査特別委員会を開催しました。

山口町長のあいさつを受けた後、佐橋企画主監、杼木・松瀬両企画財政課長補佐の出席を求め、会議を開きました。

まず、県下近隣の合併状況について説明を受けました。

特に滋賀県や近江八幡市、安土町からの働きかけの経緯と内容についてでありました。

今すぐにとのことではなく、足元をしっかりと見つめられるようにならなければと考えているとの町長のお話でした。

次に、まちづくりアンケートの集計結果についての説明がありました。

回収率61.2%、若者向けの住宅やショッピングセンターを望む数値が高かったようでした。

将来は、社会情勢を見極め、当面は自律するまちづくりを望む声も含め、85.5%にもなりました。

今日の状況と対応では、財政見通しを明らかにすることや、委員の中でも認識度の違いがあるので、合併特例法等基本的な学習を望む意見が出ました。

去る3月18日、午前10時30分より、委員全員出席のもと、担当主監、課長、課長補佐等の出席を求め、会議を開きました。

県下近隣の合併状況では、安土町が近江八幡市との合併をアンケート結果により断念したことが報告されました。それ以外の進行中の協議会の様子なども報告されました。

続いて、前回での要望もありました合併関連法案についての説明を受け、学習しました。

勧告を受けた場合、どうなるのかや、財政再建団体になればどうなるのか等の質問がされ、委員の中で、さらに財政問題等の学習の場の必要性を確認いたしました。

以上、合併調査特別委員会報告といたします。

なお、引き続き閉会中も調査活動をいたしたいと委員全員で決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

○議長（村井幸夫） ただいまの合併調査特別委員長報告に対し、質問がありましたら発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、お諮りいたします。

委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中

も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第27 自律のまちづくり特別委員長報告

○議長（村井幸夫） 日程第27、自律のまちづくり特別委員長報告を議題といたします。

自律のまちづくり特別委員長、中島正己議員。

○自律のまちづくり特別委員長（中島正己） 自律のまちづくり特別委員会報告。

平成17年3月24日。

委員長 中島正己。

本委員会は、3月18日、午後1時30分より、委員全員出席のもと、委員会を開催いたしました。

執行部より、山口町長、佐橋企画主監、小西建設計画課長、田中参事、松瀬課長補佐、桴木課長補佐の出席を求め、山口町長あいさつのあと、自律推進計画の策定状況と、その取り組みについて都市計画マスタープラン（案）について等の説明を受けました。

地方分権に伴う国の三位一体改革や厳しい財政状況の中、竜王町は合併に頼らず、当面、自律のまちづくりに向けて自律推進計画の策定が行われております。

3月13日には、町民フォーラムが開催され、竜王町の現状や地域再生のまちづくりの方策について対話交流が行われました。

将来は、社会情勢を見極めることとし、当面は自律のまちづくりに取り組むとのアンケート結果も示されました。

自律推進計画の具体策についての質疑・応答は、以下のとおりであります。

自律推進計画の具体的な数値目標や実施期限はあるのかとの問に、答、数値目標はないが、17年度中に検討し、18年度から実施したい。

問、現状の財政状況が続けば19年度は赤字になるのでは。答、新産業の立地等、地域経済活性化により、財源の確保に努めたい。

問、財政状況についてのシミュレーションは、10年先ぐらいまで出していきたい。答、状況変化、社会変化もあるので難しい。

問、自律する地域社会の再生とは何か。答、町民の知恵とエネルギーを生かす地域貢献や社会参加による雇用の創出などです。

次に、都市計画マスタープラン（案）についての説明がありました。

このプランは、竜王町における都市の将来像や土地利用を明らかにすることに

より、竜王町の都市計画に関する基本的な方針となるものです。

また、平成17年2月14日から2月15日には、愛知県高浜市と三重県玉城町に自律のまちづくり視察研修を実施いたしました。

詳細は、別紙報告書のとおりであります。

今回の研修で、それぞれの自治体が首長を中心に創意工夫で独自の改革に取り組んでおられる実態を見させていただきました。そのまま竜王町に持ってこられるものではないかもしれませんが、竜王町らしい行政改革の提案ができるよう議論を積み重ねていきたいと考えております。

以上、自律のまちづくり特別委員会報告といたします。

なお、引き続き閉会中も調査活動をしたいと委員全員で決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

**○議長（村井幸夫）** ただいまの自律のまちづくり特別委員長報告に対し、質問がありましたら発言をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ないようでありますので、お諮りいたします。

委員長報告のとおり、閉会中も継続して調査活動を認めることといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（村井幸夫）** ご異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり閉会中も継続して調査活動を行うことに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 所管事務調査報告

（議会運営委員長報告）

（総務教育民生常任委員長報告）

（産業建設常任委員長報告）

○議長（村井幸夫） 日程第28、所管事務調査報告を議題といたします。

各委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、中島正己議員。

○議会運営委員長（中島正己） 議会運営委員会報告。

平成17年3月24日。

委員長 中島正己。

本委員会は、2月17日、午前9時より第一委員会室において、委員全員出席の

もと委員会を開催いたしました。執行部より山口町長の出席を求め、町長あいさつのあと、平成17年第1回定例会の開催予定について、竜王町特別職報酬等審議会の答申結果について、定例全員協議会の開催について等協議いたしました。

次に、3月2日、午前9時より、第一委員会室において、委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。

執行部より、山口町長、林主監、佐橋主監の出席を求め、町長あいさつのあと、平成17年第1回定例会に提出される議案事件について説明を受けました。今回提出される案件は、条例制定4件、条例の改正11件、規約の変更3件。平成16年度一般会計補正予算および特別会計補正予算3件、平成17年度一般会計予算および特別会計予算8件等、31議案であります。

本委員会は、会議録署名議員の指名について、会期および審議の日程について、提出議案の処理について、竜王町特別職報酬等審議会の答申結果に伴う議員報酬に係る条例改正の処理について、請願・陳情の処理について等審査決定し、3月7日の全員協議会で報告のとおりであります。

また、議会開催中の3月9日、午前10時より第一委員会室において、委員全員出席のもと、山口町長あいさつのあと、一般質問について、議案第4号 特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例等の一部を改正する条例に対する修正動議について、請願の処理について等協議をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

なお、引き続き閉会中も調査活動をいたしたいと委員全員で決めていますので、議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上です。

○議長（村井幸夫） 次に、総務教育民生常任委員長、勝見幸弘議員。

○総務教育民生常任委員長（勝見幸弘） 総務教育民生常任委員会所管事務調査報告。

平成17年3月24日。

委員長 勝見幸弘。

所管事務調査について報告いたします。

本委員会は、去る1月27日、午後2時より、委員全員出席のもと、池田住民福祉主監、西村課長、岡山係長、小島国保診療所所長、野洲参事の出席を求め、調査活動を行いました。

その内容は、次のとおりであります。

まず、国民健康保険制度と竜王町国民健康保険事業の仕組みについて、関係資料に基づき説明を受けました。

主な質疑・応答は、以下のとおりです。

問、応能割と応益割は50対50が望ましいとの話ですが、所得割と資産割では、答、標準割合の指示がされています。所得割40、資産割10、均等割35、平等割15です。

竜王町は、資産割がかなり高い割合でした。

問、国保運営協議会で率については議論しているのではないか。答、基金がたくさんあったときは、見直し議論はできていませんでした。もっと早くから保険料改定について議論すべきでした。

次に、福祉医療費助成事業について説明を受け、その後、野淵参事から竜王町における地域包括医療・ケアについて、小島国保診療所所長からは歯科保健センター業務についての説明がありました。

竜王町1人当たりの費用額と国保直診未設置市町村の平均費用額との差は2万1,963円となり、国保被保険者数を3,500人とすると、年額約7,680万円の差が出てくるとのことでした。

フッ素洗口等、竜王チャチャチャ運動で、子どもの虫歯が減少してきたこと、「8020運動」により、医療費も抑制できることなどの説明を聞きました。

本委員会は、3月11日午前9時より、第一委員会室において、委員全員出席のもと、請願審査の関係もあり、核問題の調査活動を行いました。

その内容は、ことし5月に開催される核不拡散条約NPTの再検討会議に向けての核超大国の動向や平和主張会議の運動などの学習をしました。

以上、総務教育民生常任委員会の所管事務調査報告といたします。

なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動を続けていきたいと委員全員で決めておりますので、議長、よろしくお取り計らいますようお願いいたします。

○議長（村井幸夫） 次に、産業建設常任委員長、西 隆議員。

○産業建設常任委員長（西 隆） 産業建設常任委員会所管事務調査。

平成17年3月24日。

委員長 西 隆。

所管事務調査について報告いたします。

3月10日、午後5時より、第一委員会室において、委員全員出席のもと、松尾

産業建設主監、三井農業振興課長の出席を求め、平成17年度において食料・農業・農村基本計画の見直しについての調査をいたしました。

主な内容は、1、食料・農業および農村に関する施策についての基本的な方針。前計画策定後の食料・農業・農村をめぐる大きな社会情勢を踏まえ、10年程度を見通した上で農政全般にわたる改革を早急を実施する。

2番、食料自給率の目標。食料自給率向上に向け、国だけでなく地方公共団体、農業者、農業者団体、食品産業、消費者、消費者団体が適切な役割分担のもとで主体的な取り組みを行う。

3番、食料・農業および農村に関し、総合的、かつ計画的に講ずるべき施策。食料・農業・農村をめぐる情勢の変化への的確な対応や自給率向上に向けた施策の充実等に重点を置き、施策を展開する。

食料の安定供給の確保に関する施策。農業の持続的な発展に関する施策。農村の振興に関する施策。

4番、施策の総合的、かつ計画的に推進するために必要な事項等について説明を受けました。

平成17年度事業において、農地防災対策など、県のモデル事業を取り入れている。

委員からの質問。

問、行政と農業者団体、JAの連携について。答、各集落の営農指導も協力して行い、売れる米づくりについても指導している。

以上、産業建設常任委員会所管事務調査報告といたします。

なお、本委員会は引き続き閉会中も調査活動をいたしたいと委員全員で決めていますので、議長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○議長（村井幸夫） ただいま各常任委員長より、それぞれ報告がございました。

この際、一括して委員長報告に対しての質問がございましたら発言をお願いします。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ないようでありますので、お諮りいたします。

各委員長より申し出のとおり、所管事務調査等を閉会中も継続して行うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。よって、各委員会とも閉会中も所管

事務調査等の活動を行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第29 議員派遣について

○議長（村井幸夫） 日程第29、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。

なお、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村井幸夫） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。なお、派遣された議員は、派遣の結果を議長まで報告していただくようお願い申し上げます。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

この際、町長より発言の申し出がございますので、これを認めることにいたします。

山口町長。

○町長（山口喜代治） 定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る7日に開会いただきまして18日間の会期をおもちいただく中、公務大変お忙しいところ、連日にわたりご審議をいただきまいました。まことにありがとうございました。

本定例会には、冒頭、平成17年度の行政執行方針につきましてご説明を申し上げます。

続いて、条例15議案および平成17年度一般会計、特別会計予算の9議案、そのほか規約の変更3件、合計27議案に加えまして、平成16年度一般会計補正予算についても同時に提案させていただくなど、大変多くの提案を申し上げたところでございますが、慎重審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきました。まことにありがとうございました。

会期中、一般質問をはじめといたしまして、各委員会におきまして大変貴重なご意見、またご提言をいただきました。今後の行政執行に当たりまして、職員ともども心して対応させていただきたいと存じておる次第でございます。

特に、迎えます平成17年度は、国の三位一体の行政改革を踏まえ、竜王町の将来を見据えた自律推進計画の具体的な取り組みが極めて重要であります。その実現のため、各種の事業、予算、組織ともども見直しを進めて、平成17年度を改革元年と位置づけ、住民皆様のご理解を賜りながら万難を排し、強い決意のもと自律できるたくましいまちづくりに向かって邁進をさせていただき所存でございます。

平成16年度も残すところ余日わずかとなってまいりましたが、行政執行方針で述べさせていただきました重要施策の推進に役職員一丸となりまして、努力してまいりたいと存ずる次第でございます。どうか、今日まで同様、引き続きご指導・ご高配を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

日一日と、本当に春の色も濃くなってまいりました。年度始めの会合や集会等が非常に多い季節でもあります。議員の皆さまにおかれましても、どうぞご健康にご留意を賜りまして、ますますご活躍いただきますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

大変、ありがとうございました。

**○議長（村井幸夫）** 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る3月7日に招集され、本日までの18日間にわたり開会いたしましたところ、議員各位におかれましては年度末ご多用の中、連日にわたりましてご出席を賜り、その間、平成17年度一般会計、特別会計予算、個人情報保護条例などの数多くの重要な案件につきまして慎重にご審議をいただき、大変ご苦労さまでございました。

また、執行部におかれましては、適切なる対応をしていただき、議事運営にご協力を賜り、ありがとうございました。

議員各位ならびに執行部各位のご協力に対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本会議、委員会において各議員が述べられました意見や要望を十分尊重され、平成17年度の町政執行に反映されますよう特にお願いを申し上げる次第でございます。

さて、国においては地方分権改革が一層進められ、県内においても合併特例法により、昨年この時期50市町村であったのが、現在は33市町となりました。

また、近隣市町を含めて、県内においては法定期限内での協議会を立ち上げられ、今後、1年以内の合併を目指して、さらに市町村合併が進むものと思われま

国と地方の税財政を見直す三位一体改革につきましては、補助金や地方交付税の削減のみが突出し、地方への税源移譲は満足のいくものではなく、地方公共団体を取り巻く状況は一段と厳しさを増しております。

本町におきましても厳しい財政運営を余儀なくされるところであり、平成17年度予算におきましては、国庫補助負担金の減少、地方交付税の不交付が見込まれるなど、厳しい状況下での予算編成となり、大変苦慮をされたと存じ申し上げているところであります。このような中で当面、「合併に頼らず、独自の自律したたくましいまちづくり」を進めるため、地域再生、行財政改革、意識改革など、自律推進に向けた取り組みが一層強く求められているものと思います。

このためには、財源の確保とともに活力溢れるまち、すなわち若者が住みたくなるまちづくりのためにも商業施設、都市核づくり、少子化対策、産業振興対策、住宅対策等々が喫緊の重要課題であり、これらの推進のために行財政改革はもとより、さらなる予算の効率的な執行がますます重要になってまいります。

また、その一方では、めまぐるしく動く地方分権改革社会の情勢を的確にとらえ、住民への正確な情報共有とあわせて客観的な根拠に基づく判断が問われ、特に県内近隣市町の合併状況を見据えながら、沈着冷静な対応が求められていますので、絶えず情報収集に努めていただきますようお願いを申し上げます。

平成17年度が真に改革元年のスタートとして、山口町長を先頭に全職員が一丸となって住民負託に応えられるよう、なお一層のご努力を念願するものでございます。

いよいよ平成16年度も余すところ数日となってまいり、ことしも間もなく桜の開花の便りが届く季節を迎えます。議員各位ならびに執行部各位におかれましては、新しい年度に向け、くれぐれもお体にはご自愛いただき、町政の振興発展のために一層のご尽力をいただきますようお願い申し上げ、閉会に当たってのごあいさつといたします。

以上をもちまして、平成17年第1回竜王町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後4時49分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

竜王町議会議長 村 井 幸 夫

議会議員 岡 山 富 男

議会議員 西 隆